

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例

昭和31年11月30日

条例第19号

最近改正 令和4年12月22日条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、市議会議員(以下別表第1を除き、「議員」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当に關し、必要な事項を定めるものとする。

(令元条例20・全改)

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 月の中途において、新たに議員となり、退職、失職、死亡等により職を離れ、又は職の異動に伴い議員報酬の額に異動のあった者に係る当該月の議員報酬は、日割りをもって支給する。

3 議員報酬の支給方法は、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)に支給する給料の例による。

(平16条例14・全改、平20条例38・平23条例54・平29条例10・令元条例20・一部改正)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、議員が長期欠席(定例会における一の通常会議の初日からその最終日までの間に開かれる次に掲げる会議等の全てを欠席することをいう。以下同じ。)をしたときは、当該通常会議の最終日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。

(1) 議会の会議

(2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会

(3) 大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)第70条第1項及び第2項に規定する協議等の場合

(4) 地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣

(5) 大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)第39条の規定による委員の派遣

2 前項の規定は、長期欠席が次に掲げる事由によるものであるときは、適用しない。

(1) 議員が出産のため、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に前項各号に掲げる会議等を欠席する場合において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ているとき。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定により業務への従事が禁止されているとき。

(3) 病院又は診療所への入院であつて医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が議会運営委員会に諮って認めたとき。

3 第1項の規定の適用を受ける者が、当該長期欠席後初めて同項各号に掲げる会議等のいずれかに出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員報酬を支給する。

(令4条例42・追加)

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、別表第1に定める旅費の額を費用弁償として支給する。

2 議員が次に掲げる議会の会議に出席するため市内の招集地に旅行したときは、別表第2に定める額の費用弁償を支給する。

(1) 定例会又は臨時会

(2) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会

(3) 地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行う